

【 処置 】**５９８ 超音波ネブライザ（喉頭炎等）の算定について**

《令和７年６月３０日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対する J 115 超音波ネブライザの算定は、原則として認められる。
 - (1) 喉頭炎、声帯炎、声帯ポリープ
 - (2) 副鼻腔炎
- ② 次の傷病名に対する J 115 超音波ネブライザの算定は、原則として認められない。
 - (1) 鼻炎
 - (2) 鼻骨折、鼻出血
 - (3) 口内炎
 - (4) 感冒
 - (5) 扁桃炎
 - (6) 咽頭炎

○ 取扱いを作成した根拠等

J 115 超音波ネブライザは、霧状にした薬液を口や鼻から吸入・散布する治療法で、使用薬剤は抗菌薬、ステロイド薬、抗アレルギー薬、粘液溶解薬、粘液調整薬、血管収縮薬等である。当該処置では高濃度の多分散粒子が得られ、微小な粒子が深部まで到達するため、J 114 ネブライザよりも治療効果が高い。このため、上記①の喉頭疾患や副鼻腔炎に対する当該処置は必要だが、上記②の傷病名に対する臨床的必要性は低いと考えられる。

以上のことから、上記①の傷病名に対する J 115 超音波ネブライザの算定は原則として認められ、上記②の傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。